

租税教室の開催

令和7年6月6日	板橋小学校	参加者22名	講師2名 (青年部)
令和7年6月9日	西城小学校	参加者19名	講師2名 (青年部)
令和7年6月10日	東城小学校	参加者43名	講師2名 (青年部)
令和7年6月11日	東小学校	参加者26名	講師2名 (青年部)
令和7年6月13日	小奴可小学校	参加者9名	講師2名 (青年部)
令和7年6月20日	口和小学校	参加者11名	講師2名 (青年部)
令和7年6月23日	山内小学校	参加者12名	講師2名 (青年部)
令和7年6月25日	比和小学校	参加者7名	講師2名 (青年部)
令和7年6月27日	庄原小学校	参加者75名	講師2名 (青年部)
令和7年7月15日	高野小学校	参加者10名	講師2名 (青年部)

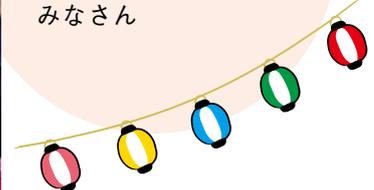
庄原市管内13校中10校担当 (3校は庄原間税会が担当)

参加者合計 234名 講師累計 20名

○「庄原よいところ祭」パレード参加 7.8.23



藤谷青年部会長と
青年部会員・合同参加の
庄原市子育て推進委員の
みなさん



女性部会コーナー

令和7年前期（1～8月）の主な事業活動状況

○会員交流事業「フラワー通り花いっぱい運動」



後列	久保氏	三宅会長	定丸氏
前列	岡辺氏	青木女性部会長	西田氏

○社会貢献事業「庄原市カープ応援隊」参加 7.7.10 阪神タイガース戦



参加者のみなさん



応援風景

庄原市制施行20周年記念事業

公益社団法人 庄原法人会

講演会

2025年

入場無料

11月9日

午後2時～4時

場所 庄原ふれあいセンター コパリホール
庄原市西本町4-5-26

演題 「庄原市を出身地として
考えてみたいこと」

講師 ^{やすい} ^{としふみ} 安井 年文 氏

青山学院大学

陸上競技部 短距離ブロック総監督
コミュニティ人間科学部 学部長

プロフィール

1967年生まれ 広島県庄原市出身 庄原市立西城中学校卒業
広島県立庄原格致高校(400mハードル インターハイ準優勝)～筑波大学～筑波大学大学院修了
2009年4月～2011年3月 青山学院大学 教育人間科学部 教育学科 准教授
2011年4月～2019年3月 青山学院大学 教育人間科学部 教育学科 教授
2019年4月～ 青山学院大学 コミュニティ人間科学部 学部長

主催/公益社団法人 庄原法人会

後援/庄原市・庄原市教育委員会・庄原商工会議所・庄原市スポーツ協会
庄原間税会・庄原税務署管内納税貯蓄組合連合会・庄原郷心会

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。



「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。



(記入例)

17 加入組合等の状況	〇〇法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「経営者のミカタ 法人会自主点検チェックシート」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



〇〇法人会

電話番号等
URL等

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 法人事業概況説明書編 -

国税庁後援



※平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂されております。

お問い合わせ先

〇〇法人会

電話番号等
URL等

法人の代表者の皆さまへ！ 源泉所得税の新常識！ いつでも、どこでも、**ダイレクト**

キャッシュレス推進中！

【ダイレクト納付のメリット】

- 法定納期限に自動で引落とし(任意の引落日も設定可)
- 自宅や事務所で完結できて待ち時間不要
- 納付書不要で書き損じの心配も無用
- 納付に係る別途手数料も不要
- 金融機関や税務署窓口が開いてない時間でも納付可



税務職員ふたば

ご好評につき出張サポート実施中！

操作方法がご不明な方は、お気軽に
最寄りの税務署又は金融機関にご相談ください

まずは

01 ダイレクト納付の 届出書を提出

住所地等を所轄する税務署又は
業務センターへご提出ください。
※口座の登録には約1カ月程度
かかります。



ダイレクト納付の手続はこちらから

02 ログインして 入力・送信

e-Taxホームページからログイン
し、今まで納付書に記載していた
内容を入力し、データを送信しま
す。

03 登録口座から 自動引落とし

法定納期限に自動で引落としされ
ます。【自動ダイレクト】
※即時又は任意の引落日を設定し、
引落としすることも可能です。

他にも！

様々なキャッシュレスが
ご利用できます！

- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード納付(注)
- ・スマホアプリ納付



(注)納付税額に応じた決済手数料がかかります。

さらに！

源泉所得税のキャッシュ
レス納付のデモ版が体験
できます！



令和7年8月 広島国税局・税務署

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について

本改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。
なお、令和7年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

1 基礎控除の見直し

次表のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注))	基礎控除額		改正前
	改正後		
	令和7年分 令和8年分	令和9年分 以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注) 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

2 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

3 特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族^(注)を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最大で63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

(注) 居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

4 扶養親族等の所得要件の改正

上記1の基礎控除の改正に伴い、次表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額の要件 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

○「基礎控除の見直し等に関する特設サイト」

を開設しているので、詳しくはそちらをご確認ください。

基礎控除の見直し等に関する特設サイト



○ 令和7年9月16日から令和8年1月30日(期間は予定)に「給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター」を開設する予定です。制度に関する一般的なご相談はそちらへお問い合わせください。

- ・ 電話番号：0570-02-4562 (ナビダイヤル)
- ・ 受付時間：9:00~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く)

県税からのお知らせ

令和8年4月1日から 広島県の宿泊税制度が始まります

活用方法 地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に活用します。

課税対象 **1人1泊6千円以上の料金**（税抜き・素泊まり料金）で

広島県内の宿泊施設に宿泊される方

※ 修学旅行等の宿泊については、学校長の証明書を提出いただくことにより、課税免除となります。
詳しくは県ホームページをご確認ください。



税 額 **1人1泊 200円**

宿泊施設の経営者の方は 宿泊税の特別徴収義務者としての登録が必要です

登録手続き 1人1泊6千円以上の料金設定がある場合は、「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」に必要な書類を添付して提出してください。

登録が不要となる場合 1人1泊6千円以上の宿泊料金の設定がなく、申告納入すべき宿泊税額が発生しないことが確実である施設については登録の必要はありませんが、「登録義務免除対象宿泊施設届出書」と宿泊料金が確認できる資料の提出をお願いします。

申告と納入 特別徴収義務者は、宿泊者から宿泊料金とともに宿泊税を徴収し、**各月の初日から末日までの宿泊税を、翌月の末日までに申告・納入**します。
申告方法は、電子、郵便、持参のいずれかによります。

宿泊税に関する情報は、随時県ホームページに掲載しますので、詳しくはこちらからご確認ください。



広島県総務局税務課 指導第二グループ

Tel : 082-513-2331 Fax : 050-3156-3483



庄原市からのお知らせ

固定資産税（償却資産）の特例措置について

中小企業等経営強化法に基づき、市から先端設備等導入計画の認定を受けて取得した設備について、固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置を受けることができます。

対象設備

先端設備の種類	取得価格要件
機械装置	160万円以上
測定工具・検査工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備	60万円以上

〔注意点〕

- ・生産、販売活動等に直接用いるものであること。
- ・太陽光等の再生可能エネルギー発電設備は、自社消費目的のみ対象となります。

特例内容

賃上げ表明	取得時期	特例適用後の固定資産税
1. 5%以上	R7.4.1～R9.3.31	(3年間) 2分の1
3. 0%以上	R7.4.1～R9.3.31	(5年間) 4分の1

特例措置を受けるためには、毎年1月の償却資産申告と併せて、先端設備等導入計画に係る認定書等の提出が必要です。詳しくは庄原市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 総務部税務課資産税係 電話 0824-73-1144

(先端設備等導入計画の申請・認定に関すること：企画振興部商工観光課 電話 0824-73-1178)

「中小企業振興事業助成金」のお知らせ

対象者

次のすべてに該当する製造業、卸売業、小売業等を営む者

- ①令和6年に庄原市内において課税標準額の合計額が3,000万円以上の設備投資を行った者
- ②青色申告を提出する法人及び個人

助成金の額

設備投資（課税標準額の上限：10億円）の固定資産税相当額に、以下の助成率を乗じたもの

【1年度目】100/100 【2年度目】70/100 【3年度目】50/100 （各年度：千円未満切捨て）

申請書の提出期間

提出期間：令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）

問い合わせおよび提出先 企画振興部商工観光課 電話 0824-73-1178

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、
**保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ
変更ができます！**

例えば、40歳の時にご契約した
スーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...



2024年1月現在

- 1 簡単な手続きで変更ができます。
- 2 担当代理店の変更はありません。
- 3 保障内容の変更はありません。

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

全国法人会総連合

—— キャッチフレーズ ——

めざします 企業の繁栄と社会への貢献（法人会）

社長さんの身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！
これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会
〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail : sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

「法人会報しょうばら」編集委員

後藤 茂 行 (副会長・広報統括)

加 島 俊 次 (広報委員長)

塩 本 誠 二 (広報副委員長)

定 丸 義 輝 (専務理事)

色々あるから総合保障。

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業継続・事業承継相談費用保障

会社役員賠償責任保障

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型
総合型V Mタイプ

Premium

大同生命の
無配当入院一時金保険

大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V:

大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ:

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DJIDO 大同生命保険株式会社

広島支社/

広島県広島市中区紙屋町1-2-27(大同生命広島ビル)
TEL 082-241-8191

AIG AIG損害保険株式会社

広島支店/

広島県広島市中区基町12-6AIG広島ビル
TEL 082-535-6010

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0011(2023年6月19日) 23-073014 2023-05